

平成22年 第1回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年1月14日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年1月14日

東京都教育委員会第1回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成21年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

(2) 土曜日における授業の実施に係る留意点について

	委員 長	木 村 孟
	委 員	内 館 牧 子 (欠席)
	委 員	高 坂 節 三
	委 員	竹 花 豊
	委 員	瀬 古 利 彦
	委 員	大 原 正 行
事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大 原 正 行
	次長	松 田 芳 和
	理事	岩 佐 哲 男
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	松 山 英 幸
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	谷 島 明 彦 (欠席)
	教職員服務・特命担当部長	岡 崎 義 隆
	教育政策担当参事	中 島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前 田 哲
	人事企画担当参事	高 畑 崇 久
(書 記)	教育政策室政策担当課長	黒 田 浩 利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

ただいまから、平成22年第1回定例会を開会させていただきます。

本日は、内館委員から、御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか5社、合計6社から、個人は合計2名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 11月26日開催の前々回第19回定例会会議録につきましては、先にお配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御了承を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第19回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回12月17日開催の第20回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち第1号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 平成21年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【委員長】 報告事項(1)平成21年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(1)平成21年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について御説明いたします。

報告資料(1)を御覧ください。

「1 趣旨」でございます。この表彰制度は、児童・生徒の善行や優れた活動について東京都教育委員会として表彰をして、これを広く顕彰することにより、学校教育の一層の充実に資することを目的としております。

「6 備考」を御覧ください。

東京都教育委員会児童・生徒等表彰は昭和59年度から実施しており、本年度で通算29回目となります。本事業開始以来、表彰件数は今回の報告を含めて延べ2,188件となります。

「2 表彰の対象及び表彰基準」ですが、(1)から(4)までに基づき表彰をいたします。

(1)として、人命救助やこれに類する行為を行ったとき。自らの安全確保をした上で、その行動がなかったならば明らかに大きな事故につながったと考えられるものについて表彰をいたします。

(2)として、福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承、地域活動の継続的な実践をしたとき。原則として2年間、毎月1回以上実践したもので、地域社会への貢献度の高いもの等を表彰いたします。

(3)として、クラブ活動、部活動等の対外活動において著しい成果を挙げたとき。原則として、全国規模の大会あるいはコンクール、地区大会があればそれらを踏まえたものとしておりますが、そうした大会、コンクールの中で優勝、準優勝をした者、あるいはこれに準ずる者について表彰をいたします。

(4)として、(1)から(3)までの区分には属さないものの、他の生徒の模範となる活動を行い、表彰に値すると認められたときといった基準で表彰をしております。

「3 被表彰対象者決定までの経緯」ですが、昨年10月上旬に区市町村教育委員会教育長及び都立学校長に推薦の依頼文を発出したところです。推薦件数は、小学校79件ほか合計260件でございました。今回は幼稚園からの表彰候補者等の推薦はございませんでした。

(2)ですが、平成22年1月5日の表彰審査会の審議を経まして、小学校30件、中学校45件、高等学校27件、特別支援学校、特別支援学級16件、合計118件の被表彰者及び被表彰団体を決定したところでございます。

資料2枚目を御覧ください。

平成19年度から平成21年度の3か年間の推移を示しております。「1 推薦数と被表彰者数」ですが、平成21年度の欄を御覧ください。先程御説明申し上げましたように、候補推薦数が合計で260件ございました。平成20年度が206件ですので、平成20年度より54件多くなっております。平成21年度の被表彰者数は118件でございます。平成20年度は105件ですので、これも増加しているということでございます。

「2 基準別件数」ですが、「(1)人命救助等の行為」を行った者については、平成21年度は8件、「(2)福祉活動や地域活動、校内での継続的実践」については14件、「(3)クラブ活動、部活動等の対外活動における成果」については81件、「(4)その他、模範となる活動」については15件ということで、基準別に見ますと、クラブ活動、部活動等の対外活動における成果の表彰数が81件、候補としても187件出ており、推薦として上がってきたもの、あるいはまた今回私どもが表彰するものの約7割を占める状況になっております。

資料4枚目を御覧ください。

「平成21年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰 被表彰者名簿」です。これをすべて説明するのは時間の関係で不可能ですので、資料3枚目を御覧ください。

「児童・生徒等の善行や優れた活動事例」についてお示ししております。事例1から事例8までございますが、本日は、事例1、事例3及び事例5について御紹介いた

します。

事例1「人命救助等」は、中学校3年生が人命救助を行ったというものです。平成21年3月14日に団地の14階で発生した火災において、防災訓練や消防体験で学んだことを基に、屋内消火栓を活用した初期消火活動を行って、当該住宅に居住していた夫婦2人の救助を保護者と共に行ったというものでございます。

事例3「福祉活動」ですが、タイ、ラオス、カンボジアの子供たちの就学の夢をかなえる奨学金として、一般財団法人国際センターというNGO団体が実施している「ダルニー奨学金」の活動を継続的に行い校内に広めたというものです。これは特別支援学校の生徒会ですが、平成14年から7年間にわたってこうした活動を行っていたという活動事例でございます。

事例5「伝統文化の継承活動」は、小学校入学後から9年間、地域の保存会の一員として神楽舞を練習・披露し、伝統文化を継承しているというものです。これは多摩地区にございます檜原村の中学生の団体ですが、東京都の無形民俗文化財に昭和54年に指定されている「かしわざのじんだいかぐら柏木野神代神楽」の活動を継承しているということで表彰するものでございます。

もう一度資料1枚目を御覧ください。

「5 表彰式」ですが、平成22年2月6日に表彰式を実施いたします。会場は東京都庁第一本庁舎の5階大会議場でございます。

「(4) 表彰状及び記念品」ですが、記念品については、環境に配慮したエコボールペン、ノート2冊をそれぞれの被表彰者に対して授与します。

この事業は、善行や優れた活動を行った児童・生徒を表彰することにより、児童・生徒にとどまらず保護者や学校関係者、都民の皆様に元気を与え、学校教育をより豊かに充実していくために行っているものでございます。今後とも一層意義のあるものにしていくよう努力してまいりたいと思います。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問はございますか。

【竹花委員】 表彰の趣旨は理解できるのですが、東京都教育委員会がこうした表

彰を中学校、小学校の生徒や児童に対して行うことの意義と是非について一度考え直してみませんか。というのは、生徒の数に比べて被表彰者の数は非常に少ないわけです。この表彰については皆さんにほとんど知られていないわけで、この表彰を受けたいと思って何かしようという意義をもたないわけです。表彰を受けたからといって、被表彰者にとっては特段何があるというわけではない。記念品も、ボールペンとノートだということ。それは何ほどの表彰かということでもあるのですね。

もう一つは、こういう表彰行政というのは少し考え直して、事務の合理化の一つにしなければならないと私は思います。これは結構手数がかかるのですが、誰かを表彰するわけですから、職員会議を開き、先生たちはいろいろ議論をしたりするわけですよ。もちろん学校で表彰したいということであれば、行っていただいたら結構だと思います。校長の名前で行われる分には全然問題がないわけです。

どうでしょうか、こういう昔ながらの表彰の方法は、この際、一気に見直したらどうだろうか。そして、つまらない事務というか、優先度の低い事務を思い切って減らすことを東京都として考えたらどうですか。そのことが区市町村教育委員会に対する刺激にもなるのではありませんか。先生たちはとても忙しい状況ですので、こういうつまらないことを東京都教育委員会でやらせるというのはやめたらどうかと私は思うのです。来年に向けて御検討されたらいかがでしょうか。

木村委員長、委員会としてどうでしょうか。今後の方向性をどうするかというのは我々の課題だから考えなければいけないのかもしれませんが。

【委員長】 私としても、確かに竹花委員がおっしゃるように、先生方の時間を相当とっているのではないかということについては同じ意見です。ただ、これまで表彰された子供たちが全体の中でどう扱われているのか、学校でどう扱われているのか、どう考えているのか、一度調査をしてから行動に踏み切った方がいいのではないかと思います。私の聞いた話では、一部ですけど、表彰されたということをかかなり重く考えているところもあるように聞いていますので、その辺を調査してみてくださいませんか。調査をしてからということはどうでしょうか。

確かに表彰は悪いことではないと私も思うのですが、手間がかかりますよね。先生方が子供たちと向き合う時間をもっと増やしたいということが一つの国民的な合意に

なっていますから、そういう意味でいうと、本来の教育活動以外の先生方の御苦勞をなくす必要はあるかと思うので、少し調査してみてくださいませんか。

【指導部長】 推薦事務量の調査もするとともに、その簡略化ができるかどうかという点も踏まえ調査いたしますが、私のところに来ている話でも、区市町村の小学校、中学校は独自に区市で表彰制度を設けているのですけれども、東京都の教育委員会から表彰されるということについては、子供たちは非常に意義深いものとして感じているようです。

【委員長】 そういう話も聞いていますので、少し調べてください。

【指導部長】 推薦に至る先生方の事務量も確認いたしまして、効率化できればと思います。

【竹花委員】 学校現場を教育の本筋に集中させるという流れをつくっていくということはすごく大切だと思います。今までいろいろなことを文部科学省も含めて我々は言ってきたのだけれども、その中で本当に何をしてほしいのかということをもう少し絞ってやらないといけないだろうと思うのです。もちろん、こういうものが全く無意味だと私は言うつもりはないのだけれども、優先度を少しとらえ直してみることは非常に大切だと思います。

【委員長】 全然効果がないということはないと思いますが、竹花委員がおっしゃったのは、全体的に子供たちと向き合う時間を先生方にたくさんつくってもらうために、何を優先するかということですよ。是非よろしくお願いします。

【指導部長】 御指摘の点を踏まえて検討したいと思います。

【瀬古委員】 表彰されるのは子供たちの勇気になると思うので、私はいい制度だと思うのですが、例えば、表彰されて、進学するときに内申書で優遇されたりとかというのはあるのですか。

【指導部長】 その上級学校がどういうふうに基準を設定しているかによりますが、例えば都立高校入学者選抜の推薦選抜等では、こういったことで表彰を受けましたという形で自己PRカードに記すこともできますので、そうした活動実績というものを都立高校が入学者選抜の段階で考慮に入れるということは当然考えられることだと思います。私立学校も、そうしたものについては結構活用しているという話は聞いて

ております。

【委員長】 外国の場合は、人命救助などというのは相当大的なポイントになりますよね。

【瀬古委員】 例えば人命救助などは、こうして表彰されないと、その行為を行ったかどうかということも全く世の中に分からない。

【竹花委員】 いや、それはまず警察が表彰しますよ。学校長も恐らく表彰するでしょう。いっぱい表彰されると思います。

【瀬古委員】 人命救助やスポーツなどはわかりやすいけれども、例えば演奏活動や福祉とかは、あまり表に出ないことが多いのではないですか。

【竹花委員】 でも、例えば区の中や都の協議会などでそれなりの表彰を受けているはずですよ。

【委員長】 だから、二重になっている可能性もあるし、それも含めて調べてください。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 土曜日における授業の実施に係る留意点について

【委員長】 報告事項(2)土曜日における授業の実施に係る留意点について、説明を、同じく指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)土曜日における授業の実施に係る留意点について御説明いたします。

教育委員の皆様からも、土曜日の授業というものについて少し考えてもらえないかというお話がございましたので、事務局として様々検討した結果、今日お示しするような形になったということを御了解いただければと思います。

まず、「1 学校週5日制の実施」ですが、平成4年9月から月1回の実施となり、平成14年4月に完全実施となりました。学校教育法施行規則第61条に、これまでの日曜日に加えてすべての土曜日を休業日とすると規定されております。

このような経緯で学校週5日制は実施されてきたわけですが、趣旨については、二重線の囲み内を御覧ください。文部科学省の事務次官通達でございますが、子供を学校・家庭・地域社会に戻し、「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐぐむために学校週5日制を行うということを示しております。

この後、平成20年1月17日、中央教育審議会の答申がございました。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の中で、土曜日の活用についても話が出てまいりました。土曜日を積極的に活用するという方向性は是認しながら、様々な活動をこれからも行っていくことが大切だという内容でございました。

「2 土曜日における授業の実施が求められる背景」です。

まず、「学校週5日制実施後の状況」ですが、3点にまとめております。

1点目、「1 土曜日の家庭の状況」ですが、学校週5日制については、社会の受け皿等、あるいは家庭が基本的に子供を育てるという形でおおむね順調に実施されていますが、家庭や地域の教育力が必ずしも十分ではない地域・学校・家庭においては、子供たちが無目的に過ごしたり、生活のリズムを乱すことがございまして、そうした子供への対応が必要となっております。

2点目、「2 土曜日等の学校の状況」ですが、現在、多くの学校で補習等を行っており、そのため、教員が土曜日に出勤をしております。小学校では19.6パーセント、中学校では23.2パーセントの学校で、土曜日の補習・補講等を行っている実態がございました。

また、学校の授業のコマというものは、月曜日から金曜日までですと1日6時間授業として30コマしかないのですが、そうした中で週時程が過密になっております。今まで土曜日に行っていた授業を平日に行わなければなりませんので、平日の授業が過密になり、平日の授業が終わった後、補習等を行うことが困難であったり、指導を要する児童・生徒全員を対象にしながら補習等を行うことも困難な状況でございます。

さらに、こうした中で授業時数を確保するために、区市町村においては長期休業日の短縮を実施する学校も出てきている状況でございます。現在、区部で11、市部で12の市区町村教育委員会で、約1週間程度の長期休業日の短縮を行っているという状況

がございます。

「3 平日の学校の状況」ですが、児童・生徒会活動や学校行事のための準備、それぞれの生徒の個に応じた指導、あるいは生活指導上の課題のための教育相談等を行う時間の確保が非常に困難になっているという現状がございます。

次に、「新教育課程実施後の状況」ですが、小学校においては平成23年度から、中学校は平成24年度から、高校は平成25年度から新しい学習指導要領が全面実施になりますが、現在でも小・中学校については移行措置が始まっております。そうした中で授業時数が増加し、これまで以上に過密な週時程を余儀なくされ、児童・生徒及び教員の負担が増大しております。

「3 都教育委員会の基本的な考え方」ですが、学校・家庭・地域社会の相互の連携が必ずしも十分ではないという問題や土曜日の子供の過ごし方にかかわる問題、あるいは授業時数の確保、こういった問題はそのまま放置しておくことはできず、早急に解決しなければならない喫緊の課題で、速やかに解決していかなければいけないと私どもも考えているところでございます。

土曜日における授業の実施については、教育委員の皆様方や区市町村の教育長からも求められております。また、小・中学校の校長、保護者、PTAからも、土曜日の授業ができないかということが求められている現状にあります。

また、教育行政を担う立場の責任として、新しい学習指導要領が完全に実施される前に様々な条件整備を図る必要があると考えております。

こうした動きの中で平成20年1月17日に中央教育審議会の答申が出たわけでございますが、それを受けて教育庁指導部では、「学校週5日制の下での土曜日の活用について（通知）」を平成20年12月2日付けで発出しております。ここでは、土曜日における授業の実施を求める区市町村に対して、一定の条件の下で土曜日について活用を図って構わないと、円滑な実施ができるように周知をしたところでございます。

「4 土曜日における授業の実施に係る留意点」ですが、土曜日における授業は、すべての学校で一律に実施するものではなく、区市町村教育委員会あるいは学校の自主的な判断により実施するものであると考えております。

また、土曜日における授業を実施する場合には、学校・家庭・地域との連携を図

り、保護者や地域の理解が得られるようにするとともに、実施に当たっては、開かれた学校づくりの観点から実施するものと考えております。

こうした観点で都教育委員会としては、中央教育審議会の答申の背景もございませうので、文部科学省と度重なる協議を経まして、一定の条件の下で、つまり小・中学校が土曜日における授業を家庭、地域に公開するという中で実施していく方向で考えているということについて、文部科学省からも了解を得ているものでございます。

「5 通知文の骨子」ですが、2枚目のA4判の資料を御覧ください。

これは（案）となっておりますけれども、意思決定については昨日の段階で決定しておりまして、今日発出する文書として示しているものでございます。

「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）」ですが、記書きの前は、学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されているところではありますが、土曜日に教育課程に位置付けられた授業の実施を求める学校が多いことから、今般、これを行うに当たっての配慮すべき基本的な考え方等をまとめたということで示しております。

記書きの下、「1 基本的な考え方」ですが、小・中学校における土曜日の授業の実施というのは、基本的には、新しい学習指導要領の全面実施に向けて確かな学力の向上、家庭・地域との連携・協力が求められている中、土曜日に教育課程に位置付けられた授業を実施する学校は、趣旨を踏まえつつ、開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとする。実施に当たっては、校内の指導体制を確立し、保護者、地域住民に説明をして十分な理解を得ることを前提とします。

「2 内容」ですが、（1）として、確かな学力の定着を図る授業の公開としております。

（2）として、今までも行っている道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、これは小・中学校において必ず年1回、地域の方々に公開する道徳の時間授業ですが、こういうもので土曜日を活用するとしております。

（3）として、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業としております。

こういった内容で行うのであれば、土曜日に授業を実施しても構わないとしており

ます。

「3 回数」としては、教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月 2 回を上限とします。文部科学省といろいろ調整をさせていただく中で、現行制度の下では法律で土曜日は休業日として定めておりますので、それを逸脱しない範囲として、ぎりぎり各月 2 回を上限ということで了解をいただいたところでございます。

教員の勤務については、週休日の変更等を行っていただくということで対応を図ってまいります。

なお、土曜日に授業を実施したからといって、どこかで振替休業日を子供にとらせなければいけないということにはなっておりません。こういったことが文部科学省からお話をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問がございますか。

【高坂委員】 1 つ質問ですけれども、文部科学省としては、土曜日における教育課程に位置付けられた授業の実施は、今の法律上では「各月 2 回を上限とする。」とおっしゃっているということですが、将来、文部科学省としては、土曜日は休業日とするということを撤廃しようという意図はあるのですか。それとも、法律だと言って一生懸命守ろうとしているのですか。

【委員長】 それは、世の中からおかしいという声があがってきたら変わると思います。こういう公式の場ではあまり申し上げられないことですが、私の最近の考え方としては、少し言葉は適当でないかもしれませんが、教育行政というのは大衆迎合型にならざるを得ないのではないかと考えています。大衆迎合というのはよくないのですが、現実には学習指導要領を見ていると、世の中からおかしいという声があがってきたら、そちらへかじを切っていくということですから、仮に高坂委員がおっしゃったように、将来は、土曜日は全部授業を実施した方がいいという声が国民の中から大きくあがってきたら、そちらへかじを切るのではないかと私は思っております。ですから、そういう意味では東京都としては、とにかく週 2 回やろうということで当面はいいのではないかと私は思っております。

【竹花委員】 まず、基本的な事から確認をしておきたいと思っております。今の学校週

5日制の法的な根拠は学校教育法施行規則第61条、公立小学校の休業日の規定があるのですが、これは中学校にも高等学校にも準用されています。その第2項に「日曜日及び土曜日」と書いてあります。同規則で決まっていて、土曜日は公立小学校の休業日であるという規定が厳然としてあって、この施行規則がある限りは、私ども東京都教育委員会としてもこれに従わざるを得ないというのは、そのとおりだと思います。

しかし、この中で現実には様々な学校週5日制に伴う問題が生じてきており、それを何とか改善したいということから、東京都教育委員会とも何度も議論をして、現状の把握と改善方策について検討するように事務局にお願いをしてきたわけです。私は結論としては、木村委員長のおっしゃったように、この方向で月2回の土曜日を――授業を公開すればいいわけですから、今、授業時数が足りないことを踏まえ、授業時数を増やして、それを家庭や地域に公開することで実施することで対処していけるといふ、ある意味では非常にいい知恵を現行の法令の中で出したものだと思っております。基本的にはこういう方向で実施するのがよいと思います。当面は、法令がある以上は仕方ありませんので、今後、文部科学省にどういう希望を出していくのかという点については、これを実施しながら現場の意見も十分踏まえて対処していけばいいと思います。

その前に、幾つか確認をしておきたいことがあります。「確かな学力の定着を図る授業の公開」というのは、今私が申し上げたように、特別な授業ではなくて、授業時数が足りないとされている様々な授業時間、例えば数学でもそうですし英語でもそうですけれども、そうした普通の授業を行うものを公開するという事で足りるのかどうかということが1つです。

もう一つは、1、2、3と内容が書いてありますが、1、2、3の頻度はどう考えているのかということです。1番が大半で、2、3が少しでも構わないのかということです。

それから、教育課程に位置付けられた授業の実施というのは、月2回を上限としていいのですが、これは、今必要があって行われている、いわゆる学力に課題がある子供たちに対する補習の実施を他の土曜日に行うことについて禁止する趣旨ではないのかどうかということです。

それから、週休日の変更等の規定がどういうものなのかということをお教えしてもらいたいです。

【指導部長】 4点の御質問がございましたが、1点目は、私ども東京都単独で国に先駆けて学力調査を実施して、小・中学校の子供たちに学力をつけてもらいたいという取組を進めてきております。先般も「東京ミニマム」を出しまして、子供たちのつまずきをきちんと防ぐための手立てを教員はしていかなければいけないし、保護者にもそれについてきちんと理解をしていただきたいということで、保護者に対する啓発リーフレットを作成しております。学力を付けるためには生活習慣も大切であるということや、子供たちにはどのようなつまずきがあるのかということを示しております。

したがって、授業公開といっても、普段の授業でいかに学校が学力向上のための努力をしているのか保護者に見てもらい、きちんとした批判なり反応をいただきたいと考えております。そうした中で、地域・家庭・学校が一緒になって学力向上に努め、授業公開をしていくことは絶対必要なことですし、それでよいのではないかと考えております。

2点目ですが、頻度ということでお話がございました。道徳授業地区公開講座は、都内のすべての公立小・中学校については年1回必ず実施することになっております。セーフティ教室についても、小・中学校から高校まで含めて、警察OB等を招いて、犯罪に遭わないための取組ということも地域に公開するという形で、最低限年1回行っております。

(3)のゲストティーチャーを招いての授業というのは、総合的な学習の時間等で行われることが多いかと思いますが、この頻度もできるだけ上げてほしいということです。これは特に頻度については限定しておりません。

したがって、学校でこうした公開授業を行うのは、例えば普通の授業を1回入れて、この月はセーフティ教室をやります、次の月は例えば道徳地区公開講座をやりますというような形になるかと思っておりますので、御懸念には及ばないのではないかと考えております。

週休日の変更等の教員の勤務にかかわることですが、これは条例で定めておりま

す。

【人事企画担当参事】 お手元の東京都教育例規集を御覧ください。1,412ページに学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例がございまして、その第5条で、「日曜日及び土曜日は、週休日とする。」と定めております。次の第6条におきまして、「週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には……教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。」という規定がございます。

さらに、この東京都教育例規集の1,417ページ、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第4条におきまして、具体的な週休日の変更について定めております。

【竹花委員】 私が聞きたいのは、教員の場合、学校の長期休業期間中の7月、8月あるいは3月に先生たちが授業を行わない日があるわけですが、そういう日に振り替えることは可能なかどうかということです。

【人事企画担当参事】 今御説明いたしました学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第4条第3項で、週休日の変更については、「週休日の前2月以内又は後4月以内において変更を行うことができる。」と規定しており、例えば5月に土曜日授業を実施しても、夏休み、長期休業中に週休日を変更することは可能です。

【竹花委員】 そうしますと、例えば9月に行ったものは、9、10、11、12ですから、先生たちは少し困りませんか。

【指導部長】 前に変更することはできます。

【竹花委員】 学校の先生たちは月曜日から金曜日まではまず休めませんので、そこに振り替えることはできないわけです。なぜ私がそれを言うかということ、教職員の処遇の問題もきちんと考えなければいけません。教職員の勤務時間をきちんと確保することは、十分可能なのですね。

【指導部長】 多くの区市町村においては15回くらいの実施になるのではないかと
いう情報も得ております。それぞれ4月から3月まで、月2回土曜日授業を行った場

合を想定し、私どもはシミュレーションを行っております。勤務時間の割り振り変更等が、前2月、後4月で十分に可能であると判断しております。

【竹花委員】 そうすると、土曜日だから4時間分になるわけですね。

【指導部長】 土曜日は、小学校は4時間で、中学校はおおむね3時間で行っています。

【竹花委員】 わかりました。

【指導部長】 もう一つ御質問がございましたが、特定の生徒を対象とした補習・補講と正規の土曜日の授業というものは、両方行っていていいという話になっております。ですから、授業を行ったから補習・補講は駄目ということではなく、両者は趣旨が全く違うものでございます。子供一人一人に対応した個別の指導をするために補習・補講があるわけですので、それとは峻別しゅんべつをしていきます。

【竹花委員】 そうすると、補習・補講は正規の教育課程ではないけれども行われ、それは今までどおりでいいですよということですね。ですから、他の2回の土曜日において補習・補講が行うことを東京都はやめるようにと指導するわけではなく、それは従来どおり行ってくださいということですね。その指導に当たる先生は、ボランティアではなくて仕事としてやっているとこれまで運用してきましたけれども、それも同じで結構ですよということですね。わかりました。

【委員長】 先程の高坂委員の御質問ですが、土曜日は休みというか、週休2日をどうするかということについては、いろいろ文部科学省としても悩んでいるようです。一つは、義務教育の国庫負担金についての議論を中央教育審議会で行ったときに、かなり多くの首長が出ていたのですが、そういう方たちの中で、地域活動というものが土曜日に根づいているので、土曜日に授業をやるとするのは困る、とはっきり発言されている方もかなりいらっしゃいました。

もう一つは、都立高校なり県立高校なり、都府県の学校の先生方がいらいらしているのは、私立は行っているということですね。この問題が非常に大きいのです。この辺は文部科学省も十分受けとめておりまして、今後の検討課題として多分意識しているのではないかと私は思います。

ただ、授業時間が多ければいいかということについては、若干私は疑問を持ってい

ます。フィンランドは、学校における授業時間はOECDの中ですごく少なく、日本より少ないのです。学校外の勉強時間も日本に比べると非常に少ないにもかかわらず非常にいい成績をとっているという、学校の中での教育の効率化といいますか、先生方全員が修士を持っていますから、そのクォリティーの高さ、それから教員養成のシステムの優秀さでもっているのです、そういうことも含めてトータルで考えていかないとはいけません。授業時間を多くすればいいではないかということにはなかなかならないという非常に大きな問題があります。これは国家的な課題ですね。

それでは、いろいろ出ましたけれども、とりあえず前進だというふうに考えてよろしゅうございますか。

【竹花委員】 これは確認ですが、これは報告でいいのですか、それとも、教育委員会が議決をする必要があるのですか。

【委員長】 これは報告事項です。

【竹花委員】 性質上はそれでいいのですか。これは非常に大きな変更だと私は思います。

【指導部長】 教育委員の皆様からも、この方向性で行ってほしいということについて検討してきたものでございます。事案決定区分によりますと、部長決定でできるようになっておりますので、お認めいただければ、この議論を踏まえて教育委員会で決定したという形になろうかと思えます。

【委員長】 同意をとって行うということです。

【指導部長】 本日付けで通知を出していきたいと考えております。

【委員長】 ぜひよろしく申し上げます。

【高坂委員】 参考ですが、たまたま先週、鈴木寛副大臣の話を聞いたのですが、秋田でなぜレベルがいつもトップかということでした。1番目は、学生1人当たりに対して教員の数が多い。2番目は、地域を挙げて教育に参加する。地域を挙げてということは、何かあると地域の人が教育に参加してくる。こういうことで地域が参加してくれるというのは非常にいいことですね。3番目は、3世代家庭が多い。これは東京では無理ですから、それはないとして、地域をいかに巻き込んでいくのか、その一つの手段としてもこれは考えてもらえばいいのではないかと思います。

【委員長】 教育長協議会、教育委員長協議会は年2回総会を行っているのですが、学力の問題はほとんど毎回取り上げられています。分科会でいろいろ議論をするのですが、そのときに、秋田、青森、福井はプログラムとして非常にうまくできていました。ですから、教育委員会が相当大きなリーダーシップを発揮して、子供たちの学力ということを考えている。秋田はもともと高かったのですが、私は青森が上がるだろうと思っていたら、やはりそのとおりになりました。教育委員会不要論など出ていますが、教育委員会が相当大きな働きをしているということがはっきりわかります。そういうことで言うと、東京都は特殊な事情はありますが、頑張っていきたいと思えますね。

【高坂委員】 筑波大学の先生がケーススタディをやって、教育委員会の在り方についての本を出しました。それを読んだら、いろいろ問題はあるけれども、基本的には教育委員会は必要だというのが結論ですよ。だから、教育委員会不要論というような議論にあまりなびかないようにしながら、やるべきことをきちんと行っていくということが大切だなと思って読みました。あれは筑波大学の先生方の共同研究、事例研究だと思いますが、少し調べてみてください。わからなかったら、私が持っていますから。

【委員長】 よろしくお願ひします。

それでは、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件は報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

1月28日(木) 午前10時 ホテルフロラシオン青山

2月12日(金) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育委員会職員表彰

1月28日(木) 午後1時30分 ホテルフロラシオン青山

(3) 全国都道府県教育委員会連合会

第2回総会・委員長協議会第2回総会（委員長、教育長のみ）

1月25日（月）午前11時10分 ホテルフロラシオン青山

教育長協議会第2回総会（教育長のみ）

1月26日（火）午前9時30分 ホテルフロラシオン青山

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会でございますが、今回は1月28日木曜日、午前10時から、場所はホテルフロラシオン青山を予定しております。次々回は2月12日金曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

また、教育委員会の職員表彰でございますけれども、1月28日の教育委員会の後、午後1時30分からホテルフロラシオン青山で予定しております。

また、全国都道府県教育委員会連合会及び委員長協議会の総会が、1月25日月曜日の午前11時10分から、教育長協議会の総会が、1月26日火曜日の午前9時30分から、ホテルフロラシオン青山で開催されます。木村委員長と大原教育長に御出席をいただきます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまから非公開の審議に入らせていただきます。

（午前10時51分）